

令和2年理事会議事録

- 1 日 時 令和2年7月14日(火) 午後1時29分～午後3時3分
- 2 場 所 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館 304会議室
- 3 出席者 中芝理事長 (岩出市長)
三軒副理事長 (太地町長)
岡野常務理事 (学識経験者)
平野理事 (高野町長)
中山理事 (有田川町長)
小谷理事 (みなべ町長)
坂本理事 (和歌山県国民健康保険団体連合会事務局長)

[書面出席]
下副理事長 (和歌山県副知事)
尾花副理事長 (和歌山市長)
平木理事 (橋本市長)
望月理事 (有田市長)
真砂理事 (田辺市長)
井濶理事 (白浜町長)
中西理事 (和歌山県歯科医師国民健康保険組合理事長)
- 4 事務局 事務局次長・参事・総務課長・審査第1課長・審査第2課長・
電算介護課長・総務課長補佐・総務課 庶務係長

司会

皆様お揃いになりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

開会の前に、新型コロナウイルス感染症に関し、国保連合会が実施することとなった事業について常務理事からご説明をお願いいたします。

常務理事

新型コロナウイルス感染症関連で国保連合会が厚生労働省からの要請を受けまして、事業を2つ実施することになっております。予算の補正については事務局から後ほど説明させていただきますが、事業内容について概要を私の方から申し上げます。

す。

資料N o. 1-1と1-2をお願いします。1つ目の事業でございますが、既に実施しておりまして、内容については新型コロナウイルス感染症により資金繰りが悪化した医療機関への対策となります。資金繰りに関しましては（独）福祉医療機構等から融資を受ける所が全国的に多いという状況でございますが、すぐに融資決定されないということございまして、決定までのつなぎ資金という位置付けで、6月分の診療報酬支払時に併せて、本来であれば7月20日に支払うべき診療報酬の一部を概算前払金として支払うというものです。

前払金額の算出については、令和2年2月から4月の3ヶ月分の支払額の平均と6月支払分との差額に8分の10を乗じた額となり、その額を概算前払いとして支払うことになるわけですが、和歌山県の場合はその資金を紀陽銀行から一時借り入れして支払っています。その際に発生する借入利息や事務経費は全額国庫補助となります。なお、前払金については原則7月の医療機関への支払い時に相殺するという形で減額調整されることとなっており、本県の前払いの状況は資料N o. 1-2のとおり5,514万円でした。当初想定されていた金額よりも低い額でしたが、なんとか実施することができたということと、急な事業執行であったために医療機関への周知を国等がどこまでできたのかということがあったかと思えます。

つづきまして、資料N o. 2-1をお願いします。先日、国のコロナ対策で2次補正予算が成立いたしましたことを受けまして、都道府県事業として実施される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の事業の一部です。

資料N o. 2-1は医療機関の従事者に対する慰労金の給付についてです。新聞等で一部報道されていますが、実際に県から指定を受けた医療機関等でコロナ患者が発生した場合については20万円、発生していないが県から指定を受けた医療機関等については10万円、それ以外の医療機関等については5万円となっています。

資料N o. 2-2は医療機関等での感染拡大防止対策等経費への支援金の支給についてとなります。例えば待合室での整理券の配付や動線の確保、レイアウトの変更等に対して、補助額は病院だと200万円プラス5万円掛ける病床数となり、大規模な病院ですと数千万円の規模になる可能性もあります。慰労金に関しては主に医療機関が対象ですが、感染防止対策の経費については薬局の方も対象になります。

資料N o. 2-3は介護分についてです。介護に関しても医療機関と同様の給付がありますが、20万円と5万円ということで、医療機関にあった10万円の給付が無いという状況になっております。慰労金以外にも介護施設の消毒やマスク等の物品購入費用等かかり増しの費用がいるだろうということで、これらについて10分の10の補助率で補助金を出すことになっています。資料にはございませんが、障害福祉サービス施設や事業所にも介護同様の支援を行います。

これらの事業の実施に際し、都道府県事業なので都道府県が受け付けて支払すれ

ば良いのですが、既存システムを活用した早期の受付開始、すなわち国は今月中に医療機関等からの受付を実施してほしいという意向があります。それと、なりすましでの申請等を防止するという観点から口座情報を管理している国保連合会への委託を求めています。慰労金や支援金の申請の受付と振込業務という入り口と出口の2つを県から委託することによって実施してほしいということになっています。現在、県と契約についてやり取りをしておりますが、先程の慰労金、支援金と規模が大きいので、県が約120億円の予算を立てておりますが、最大120億円を超える額が受託になる可能性があります。県関係課と調整中ですが、スムーズに事が運べば国の思惑通り7月20日頃から受付が開始できるようになるという状況です。私からは以上です。

司会

つづきまして、先般の外部監査の結果についてお願いいたします。

事務局

(外部監査の報告を行った。)

司会

ありがとうございます。それでは開会させていただきます。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが7名、所用の為、書面により審議に加わっていただいております理事さんが7名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理事長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、緊急事態宣言下の大変厳しい状況の中、皆様におかれましても、業務継続など対応に苦慮されたことと思います。

本会においても、業務継続計画に沿った形で、万が一に備えて、フロアの分散や、シフト制を導入するなどの対応を行い、最優先業務である診療報酬や介護報酬等の支払いの継続を図ったところです。

このような中、先ほど、常務理事から説明しました新型コロナ関連業務はもとよ

り、保険者の共同体としての役割と責任を十分認識し、本体業務である審査支払業務の更なる充実・強化をはじめ、各種共同事業などに取り組んでまいり所存でございますので、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和元年度の事業報告、決算等、近く開催予定の総会に附議する議案、また、補正予算の専決処分についてでございます。

なお、本日の理事会に先立ちまして、この7日に理事保険者課長会議を開催し、課長さん方に内容を説明させていただいております。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶いたします。

司会

それでは、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長にお願いいたします。

議長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力の程をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、平野理事さんと中山理事さんのお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

報告事項報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

事務局

説明に入る前に、去る7月7日に開催した理事保険者課長会議の報告をさせていただきます。

後ほど一般会計の決算のところでも触れますが、県が医療費等分析事業を行うにあたり、本会が受託したレセプト抽出及び匿名化処理業務について、進捗状況はどのようなのかとご質問があり、これにつきましては、すべての業務は年度内に終了し、既にデータの方も県に提出済みであることを説明いたしました。以上でございます。それでは、報告事項に入らせていただきます。

お手元に附議事項を要約した説明要旨を参考までに配付しておりますが、本日は附議事項本体で説明させていただきます。

報告第1号 理事長専決処分について

急を要したことから以下の3点について、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により専決処分をいたしましたので、報告いたします。

1 令和元年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

業務勘定ですが、審査支払事業補助金が当初予算を上回る額で交付されたことによる増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,474万1千円を追加し、総額を7億3,055万9千円といたしました。

歳入の款2国庫支出金を1,474万1千円増額し、歳出の款5積立金、目4ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産で、予備費からの25万8千円を合わせ、1,500万円を積み立てました。

なお、ICT等積立資産ですが、先般2月補正において国保の業務勘定を除く後期、健診、介護、障害の4つの特別会計で積み立てましたが、今回の補正により、上限額までにはかなり差があるものの、5つの特別会計すべてで一定の積立資産が保有できたこととなります。それぞれの積立額については、後ほど決算の方で説明いたします。

2 令和2年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

先ほど常務理事からお話いただきましたが、厚生労働省からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応により、資金調達が困難となった医療機関等への資金繰り対策として、診療報酬等の概算前払いを行うもので、業務勘定では事務経費を、また診療報酬支払勘定では概算払いに充てる資金について、それぞれ増額補正を行いました。

業務勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万1千円を追加し、総額を7億953万3千円に、診療報酬支払勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,107万3千円を追加し、総額を845億8,107万4千円といたしました。

業務勘定ですが、歳入、款2国庫支出金で事務経費に係る補助金として241万1千円増額し、歳出の款1総務費、目1一般管理費で、職員手当やシステム改修費など241万1千円増額いたしました。これら事務経費は後期業務勘定と折半しております。

診療報酬支払勘定では、歳入の款4国庫支出金で、借入利子分として8万6千円を、款5借入金では金融機関から借り入れるため1,098万7千円を増額し、歳出の款3借入金償還金では、元金と利子を合わせて1,107万3千円を増額いたしました。

3 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

国保の診療報酬特別会計と同様の補正となります。

業務勘定では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万1千円を追加し、総額を7億4,592万2千円に、診療報酬支払勘定では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,449万8千円を追加し、総額を1,577億3,650万円といたしました。

業務勘定の事項別明細書ですが、歳入の款2国庫支出金と、歳出の款1総務費、目1一般管理費でそれぞれ241万1千円増額いたしました。

診療報酬支払勘定についても、歳入の款4国庫支出金で34万5千円を、款5借入金で4,415万3千円増額し、歳出の款3借入金償還金で4,449万8千円を増額いたしました。報告事項については以上でございます。

議長

只今、報告第1号について説明をいたしました。何かご質問等ございませんか。

- 一 同
(質問等なし)

議長

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号「職員服務規程の一部を改正する規程について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第1号 職員服務規程の一部を改正する規程について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行に伴う改正でございます。新旧対照表をお願いいたします。

第37条第1項では特別休暇取得の条件として、第2号に「裁判員」の文言を追加するとともに、第16号では「伝染病予防法により交通が遮断され又は隔離された場合」とされていたのを、感染症法に基づき健康診断を受けた場合若しくは就業を制限された場合、又は交通が遮断された場合に特別休暇を取得できるよう改正いたします。

また、第52条及び第53条についても、新法に基づき改正するもので、第52条第1項第2号及び第3号では、患者や病原体保有者の定義を明確にするのと同時に、第53条では同居する者への予防措置を要する感染症を整理いたします。以上です。

議長

議案第1号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

- 一 同
(質問等なし)

議長

ないようでございますので、議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

- 一 同
(異議なし)

議長

異議なしとのことでございますので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号「令和2年第2回通常総会の招集について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第2号 令和2年第2回通常総会の招集について

来る7月30日(木)午後1時30分から、日赤会館3階会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

議案第2号について、ご異議ございませんか。

- 一 同
(異議なし)

議長

異議なしとのことでございますので、令和2年第2回通常総会については、原案のとおり招集いたします。

次に、議案第3号「令和2年第2回通常総会に附議する議案について」事務局から説明いたします。

事務局

議案第3号 令和2年第2回通常総会に附議する議案について

これより説明いたします計10議案を予定しております。

1 令和元年度事業報告の認定について

事業概況ですが、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととされた平成30年度の国保改革については、これまで大きな混乱なく円滑に施行されています。一方で、令和元年5月に成立した改正健保法では、オンライン資格確認の導入や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等の措置を段階的に講じることとされました。

本会に対しても、このような時代の流れに応じた変化が求められる中、令和元年度はKDBシステムの活用を重視した予防・健康づくりの推進、国保総合システムをはじめとした基幹システムの安定運用並びに審査基準の差異解消などの審査の効率化・高度化等に引き続き取り組みました。

次に、事業計画の中で、重点事項として掲げた記載の9項目について、積極的かつ効果的な事業推進に努めましたので、報告いたします。

(1) 情報セキュリティ対策の強化及び災害対応では、本会が取扱っているレセプト等の極めて機密性の高い資産を適切に管理するため、情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の運用により、対策の一層の改善・強化に取り組みました。

また、今回の新型コロナウイルス感染に際しては、業務継続計画に準じ、職員に対する行動自粛の要請とともに、作業スペースの分散やシフト制の導入等、業務体制の再構築による感染防止策を講じ、診療報酬の支払等主要事業の業務継続を図りました。

(2) 国保データベース(KDB)システムの更なる活用促進と医療費分析事業の推進ではこれまでの支援に加え、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿った活用方法等について説明を行うとともに、保健事業の対象者の抽出に係るツールを提供するなど支援に取り組みました。併せて、国保中央会主催の医療費等データ評価・分析研修等に参加し、本会職員のスキルアップに取り組みました。

(3) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等の推進では、保険者が特定健診の受診率向上対策や糖尿病性腎症重症化予防等の重要事業を、PDCAサイクルに沿って効果的に事業展開できるよう、保健事業支援・評価委員会による助言等の支援に引き続き取り組みました。

また、令和2年4月から本格実施となる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においては、国の「ガイドライン」に基づき、「高齢者の保健事業セミナー」を県及び広域連合との共催で開催いたしました。

(4) 国保データベース（KDB）システム及び特定健診等データ管理システムの機器更改への対応では、データ移行や運用テスト等の作業を確実にを行い、予定どおり令和2年2月、システム機器を更改いたしました。

(5) 審査業務の充実・強化では、標準システムである画面審査システムの活用や審査関係資料DBシステムによる審査委員、職員間の情報共有、更には審査委員による専門研修を実施いたしました。

また、適正かつ公平な審査の実現に向けては、都道府県間の差異解消に努めるとともに、対象点数の引き下げによる中央審査の拡大への対応や返戻・査定事由の支払基金との統一化を図りました。

(6) 基幹系システムの安定運用及びオンライン資格確認等システム構築への対応では、基幹システムである国保総合システムや国保情報集約システムの安定運用に努めるとともに、保険者向け研修会を開催いたしました。また、オンライン資格確認等システムの円滑稼働に向けた準備を進めました。

(7) 次期後期高齢者医療請求支払システムの円滑稼働では、データ移行や運用テスト等を迅速かつ確実に実施し、令和2年2月からの新システム運用を実現しました。

(8) 第三者行為求償事務の充実では、交通事故件数の減少に伴い処理件数が減少する中、昨年度を上回る約3億4,800万円を収納いたしました。中でも、平成29年度から本格的に取り組んでいる個人賠償責任保険では、特に自転車事故や犬咬傷等に高額な案件があり、2,600万円余りを回収いたしました。また広報事業では、被保険者の傷病届提出促進をテーマに、パンフレットの作成や新聞広告に取り組みました。

(9) 次期介護保険・障害者総合支援システムの円滑稼働では、令和2年5月の本稼働に向けた準備として、機器構築や各種運用試験等を遅滞なく実施いたしました。

3事業実施状況ですが、主なところのみ説明させていただきます。

(1) 一般事業のア会務運営等に関することでは、総会等を開催した他、国保中央会等が開催する諸会議に出席いたしました。

(ア) 総会は7月の決算総会と翌年2月の予算総会で、2回開催いたしました。

(イ) 理事会は計4回開催し、7月17日と2月17日は通常総会に附議する議案等についてご審議いただいた他、5月17日は6月からの風しん抗体検査等費用の支払業務開始に伴う関連規程の改正及び補正予算について、また3月1日は理事長・副理事長・常務理事の選任について、それぞれ書面によりご審議いただきました。

(ウ) 監事会は6月28日に開催し、平成30年度事業報告並びに各会計歳入歳出決算等について監査をいただきました。

(エ) 理事長・副理事長・常務理事会議は元年7月と2年2月に2回開催、また
(オ) 理事保険者課長会議は理事会開催前に課長さん方に理事会の附議事項等について説明するため、同じく7月と2月に2回開催させていただきました。

(ク) ですが、11月15日に県の指導監督を受けるとともに、(ケ) 外部監査では、6月19日から21日までの3日間、会計事務所から30年度の収支決算等について監査を受けました。

エ広報宣伝に関することでは、(ア) 機関紙「国保わかやま」を例年どおり4回発刊いたしました。保険者の皆さんには大変お忙しい中、取材や記事の執筆に対して、ご協力をいただいているところでございます。

その他に(エ)「国保のしおり」を2年2月に作成、また(カ) 保険料(税) 収納率向上や(キ) 特定健診受診率向上に対する支援では、テレビ・ラジオのスポット放送やティッシュを作成し、啓発に努めました。

なお、元年度に正式設定した本会のマスコットキャラクターについては、キャラクターをプリントしたイベント用ジャンパーを作成し、「ねんりんピック」で着用した他、自動車用マグネットシートを作成いたしました。

また、県国保課さんを通じ記者クラブに情報提供させていただいた結果、わかやま新報さんと日高新報さんの2紙に取り上げていただきました。

2年度についても、キャラクターを用いた貸出用の「のぼり旗」を作成するなど、広報事業の充実に一層活用してまいりたいと考えております。

オ調査・研究に関することでは、(ア) aの国保事務検討委員会を2回開催し、令和2年度の会員負担金や手数料等についてご意見等を伺いました。

カ事業振興に関することでは、(ア) 国保制度改善強化全国大会が11月28日に東京都で開催され、本県から中芝理事長さんをはじめ役員さん、市町村長さんなど計6名のご参加をいただきました。また、大会に先立ち、県選出国會議員に陳情を行いました。国に対する要望事項については、次のページにかけて記載しています9項目でございます。

キ保健事業に関することでは、(ア) KDBシステムと(イ) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業に関しては重点事項で申し上げたとおりですが、(エ) 在宅保健師の会による健康づくり活動支援では、a 特定健診未受診者対策等支援事業ということで、在宅保健師を活用した電話による特定健診受診勧奨事業を40ページにかけてのご覧の5市町で実施いたしました。

(ク) その他研修会の高齢者の保健事業セミナーについては、法改正を受け元年度から新たに取り組んだ事業となります。

(コ) 職員研修では、こちらも重点事項で申し上げましたが、a 国保中央会主催のKDBシステム操作等に係る研修会や医療費等データ評価・分析研修に、延べ36名が参加し、医療費等分析業務に係るスキルアップに取り組みました。

(2) 国保診療報酬に関する事業の①国保診療報酬審査支払業務ですが、ア審査に関することの(ア)審査委員会の開催等では、診療報酬審査委員会を記載のとおり開催いたしました。

審査状況ですが、表の右端の査定率は、国保と後期の医科・歯科・調剤合計で0.26%、前年度比で0.04ポイントの減となっています。県立医大等、大規模な病院の請求が改善したことなどが影響していると思われま

す。高点数明細書の審査状況となりますが、査定率は0.49%、前年度比で0.14ポイントの減となっています。

イ支払業務に関することでは、後期も含め合計で2,299億円余りを遅滞なく医療機関等に支払いました。

②共同処理業務の(ア)一般業務では記載の8業務について、(イ)特別業務では同じく5業務について、保険者からの委託により実施いたしました。

⑤風しん抗体検査等費用に関する業務では、2,509機関に対し5,800万円余りの支払いを行いました。

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業のア審査業務に関すること及びイ支払業務に関することについては、国保と同様でございます。

②代行業務では、広域連合からの委託により、(ア)から(コ)までの10業務を実施いたしました。

(4) 特定健康診査等事業のア支払業務に関することでは、国保と後期合わせ8億4,200万円余りを健診機関等に支払いました。前年度と比較して6.9%の伸びとなっております。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、先ほど重点事項で申し上げたとおり、自動車事故と個人賠償責任保険合わせて約3億4,800万円を収納いたしました。

(6) 介護保険事業のア審査業務に関することでは、(ア)介護給付費等審査委員会を毎月開催いたしました。

元年度は187万件余り、金額にして1,155億9,200万円余りの請求を受け付け、イ支払業務に関することですが、1,004億9,900万円余りを事業所等に支払いました。前年度と比較して1.8%の増となっております。

(7) 障害者総合支援事業のア審査業務に関することでは、請求を受け付けた21万件余りの審査を行い、イ支払業務に関することでは、262億円余りを事業所等へ支払いました。支払額としては、前年度比6.7%の伸びとなっております。

私からの説明は以上です。

この後は、総務課長より説明いたします。

事務局

私からは、令和元年度各会計決算の認定と補正予算について説明いたします。

元年度は、一般会計のほか6つの特別会計があり、診療報酬審査支払特別会計に抗体検査等費用に関する支払勘定が追加になりましたので、17の勘定になりました。

2 令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について

予算現額5億1,646万円に対し、収入済額は4億9,616万9,967円、支出済額は3億9,290万9,730円で、歳入歳出差引残額は1億326万237円となっています。82ページの事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1負担金は8,600万円余りで、会員負担金は被保険者数が前年度と比べ11,000人減少したことにより約300万円の減となっています。また、広域連合から応分の負担をいただいております。

款2国庫支出金は、KDBシステムの機器更改に係る補助金等1,600万円余りが手当されました。

款5繰入金、項1特別会計繰入金は5,900万円余りで、84ページからに記載のとおり、それぞれの特別会計から応分の繰り入れを行いました。

款6繰越金は前年度繰越金2億7,200万円余りで、各特別会計で保有していた従前からの繰越金を一般会計に繰り入れた紐付き分がほとんどで、予算補正により一般会計財政調整積立金に積立しました。

款7諸収入、目3県委託事業受入金は661万円余りで、医療費等分析事業に係るレセプト抽出及び匿名化処理業務の委託料です。

歳出の款2総務費、目2一般管理費は1億300万円余りで、職員3名の退職手当で約5,000万円を支出しました。

款3事業費は4,400万円余りで、目3広報宣伝費1,200万円余りは、派遣職員の人件費をはじめ、機関誌「国保わかやま」の作成経費などとなっています。目6保健事業費は2,500万円余りで、国保データベースシステムの更改で1,100万円余りを支出しました。

款4積立金は2億400万円余りで、目3一般会計財政調整積立金は、後期・介護・障害の各特別会計の紐付き分1億6,600万円余りを積立てました。

一般会計については以上です。

3 診療報酬審査支払特別会計決算の認定について

この会計には4つの支払勘定があります。

業務勘定は、予算現額7億3,055万9,000円に対し、収入済額は6億9,714万6,194円、支出済額は6億6,864万5,778円で、歳入歳出

差引残額は2, 850万416円となっています。

歳入の款1手数料は5億7, 300万円余りで、国保の診療報酬審査支払をはじめ公費や共同処理に係る24種類の手数料と、出産育児一時金の支払や風しん対策の事務費などです。10月からの消費税率変更により、単価を改定しました。項1手数料、目1国保診療報酬審査支払手数料は2億4, 400万円余りで、約440万件のレセプトを取扱いました。項2事務費、目2風しん対策事務費は、予定よりも実績が伴わず284万円となりました。

款2国庫支出金は審査支払事業補助金など2, 000万円余りが手当されました。

款4繰入金、項2積立金繰入金は6, 700万円余りで、目2減価償却引当資産繰入金ではOCRシステム等の機器購入に充てるため、1, 700万円余りを取り崩しました。

歳出の款1総務費は4億1, 400万円余りで、審査支払及び共同処理に要した経費となり、項1審査支払管理費、目1一般管理費2億3, 000万円余りは、職員とレセプト点検専門員等の人件費や委託料など、項2共同処理管理費は1億6, 500万円余りで、職員等の人件費や委託料などとなります。

款5積立金、目4ICT等積立資産は剰余が見込まれたことから、予算補正により1, 500万円を積み立てました。業務勘定については以上です。

診療報酬支払勘定は予算現額858億7, 375万8, 000円に対し、収入済額は812億3, 569万1, 956円、支出済額は809億2, 314万5, 488円。歳入歳出差引残額3億1, 254万6, 468円は、令和2年2月分の概算請求分で、翌年度に繰り越した上で精算により保険者に返還いたします。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は予算現額38億4, 760万7, 000円に対し、収入済額は34億3, 945万4, 088円、支出済額は34億3, 522万7, 258円。歳入歳出差引残額の422万6, 830円は指定公費医療費分で、翌年度に繰り越して精算により国庫に返還いたします。

出産育児一時金等に関する支払勘定は予算現額4億6, 880万5, 000円に対し、収入済額及び支出済額は3億4, 315万2, 586円です。

抗体検査等費用に関する支払勘定は、平成31年4月からの風しん対策として、抗体検査等に係る費用の支払を行うための勘定で、予算現額1億7, 585万4, 000円に対し、収入済額及び支出済額は5, 884万3, 791円です。

6月から業務を開始し、国が試算した受検人数で予算計上していましたが、予想以上に下回ったため、予算現額と比べ大幅に差がでています。

診療報酬審査支払特別会計は以上です。

4 後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の認定について

この会計も2つの支払勘定があります。

後期高齢者業務勘定は予算現額8億6,980万5,000円に対し、収入済額は7億9,924万1,480円、支出済額は7億4,477万9,191円。歳入歳出差引残額は5,446万2,289円です。

歳入の款1手数料は5億9,200万円余りで、後期高齢者の審査支払手数料をはじめ、各種公費手数料や代行処理手数料など19種類で、目1後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料は3億2,600万円余りで、約480万件のレセプトを取扱いました。目19代行処理手数料は2億4,400万円余りで、明細書資格確認をはじめ広域連合から受託した7つの業務を行いました。

款5繰入金、項2積立金繰入金は、目2減価償却引当資産繰入金で後期請求支払システムやOCRシステムの機器購入に充てるため、9,100万円余りを取崩しました。

歳出の款1総務費は5億6,500万円余りで、審査支払業務や代行処理業務に要した経費となり、項1審査支払管理費、目1一般管理費4億2,400万円余りは、職員等の人件費のほか、後期請求支払システム更改に係る委託料や備品購入費が主なものです。項2代行処理管理費は1億4,100万円余りで、職員等の人件費や委託料などです。

款5積立金では、新たに目4ICT等積立資産で1,000万円を積立てました。後期高齢者業務勘定は以上です。

後期高齢者医療診療報酬支払勘定は予算現額1,491億6,000万2,000円に対し、収入済額1,447億5,380万9,379円、支出済額は1,447億5,314万6,687円です。取扱件数の増に伴い前年度と比べて約4%の増となっています。

後期高齢者医療に係る公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は予算現額11億7,040万5,000円に対し、収入済額10億8,471万8,271円、支出済額は10億8,471万3,831円です。

後期高齢者医療特別会計は以上です。

5 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の認定について

特定健康診査等業務勘定は、予算現額8,004万円に対し、収入済額は7,604万922円、支出済額は6,325万1,645円で、歳入歳出差引残額は1,278万9,277円です。

歳入の款1手数料3,300万円余りは、国保の特定健診・保健指導と後期高齢者の健康診査に係る2種類の手数料で、費用決済業務及びデータ管理業務が主なものです。目2後期高齢者健康診査手数料は受診件数の伸びに伴い、約13%の増となっています。

款5繰入金、項2積立金繰入金、目2減価償却引当資産繰入金は、特定健診シス

テムの機器購入に充てるため100万円余りを取崩しました。

歳出の款1総務費は4,800万円余りで、職員の人件費のほか、システムの機器更改に係る作業費や委託料、機器購入に係る備品購入費などです。

款2積立金、目1財政調整基金積立資産で洗い替えとして100万円を増額し300万円を積立てたほか、目4ICT等積立資産は500万円を積立ていたしました。特定健診業務勘定は以上です。

特定健康診査・特定保健指導等支払勘定は予算現額6億650万2,000円に対し、収入済額及び支出済額は5億6,803万9,636円です。

後期高齢者健康診査支払勘定は予算現額3億1,000万2,000円に対し、収入済額及び支出済額は2億7,480万7,462円です。

特定健診等特別会計は以上です。

6 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計決算の認定について

予算現額3億9,960万9,000円に対し、収入済額3億7,609万9,272円、支出済額3億7,588万382円で、歳入歳出差引残額は21万8,890円です。

歳入の款1損害賠償金受入金は3億4,600万円余りで、損保会社からの受入れ金です。

款2手数料は2,200万円余りで、国保・後期・介護それぞれの保険者から受入れました。

歳出の款1総務費は約2,700万円余りで、職員と求償専門員の人件費、システム運用費が主なものです。

款2損害賠償金支出金は、3億4,700万円余りを保険者へ支払いました。

第三者行為損害賠償求償事務特別会計は以上です。

7 介護保険事業関係業務特別会計決算の認定について

介護保険業務勘定の予算現額3億5,197万9,000円に対し、収入済額は3億4,364万8,065円、支出済額は3億2,279万1,843円で、歳入歳出差引残額は2,085万6,222円です。

歳入の款1手数料、項1手数料は1億2,500万円余りで、15種類の審査支払手数料と共同処理事務手数料、特別徴収経由機関業務手数料となっています。

款5主治医意見書料等受入金は1億1,700万円余りで、保険者から受入れた額をそのまま医療機関へ支払いました。

款8繰入金、項2積立金繰入金、目2減価償却引当資産繰入金は、介護保険審査支払等システムの機器購入等に充てるため3,500万円余りを取り崩しました。

歳出の款1総務費、項1審査支払管理費、目1一般管理費は1億1,000万円

余りで、職員等の人件費のほか、介護保険審査支払等システムの更改に係る委託料や備品購入費が主なものとなります。

款7積立金、目4ICT等積立資産で1,000万円を積立てました。

介護給付費等支払勘定は予算現額1,032億8,400万5,000円に対し、収入済額996億511万6,178円、支出済額は996億471万3,130円です。

公費負担医療等に関する報酬等支払勘定は予算現額10億5,806万6,000円に対し、収入済額は8億9,430万5,783円、支出済額は8億9,430万2,967円です。

介護保険特別会計は以上です。

8 障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の認定について

障害者総合支援業務勘定は予算現額7,003万9,000円に対し、収入済額は7,144万218円、支出済額は6,191万6,344円で、歳入歳出差引残額は952万3,874円です。

歳入の款1手数料4,500万円余りは、項1障害介護給付費等審査支払手数料と項2電子証明書発行手数料です。

歳出の款1総務費、項1審査支払管理費は3,600万円余りで、職員等の人件費のほか、運用管理費やシステム更改などの委託料、備品購入費が主なものです。

款4積立金、目4ICT等積立資産で300万円を積立てました。

障害介護給付費支払勘定は、予算現額222億1,170万2,000円に対し、収入済額及び支出済額は221億2,272万5,315円です。

障害児給付費支払勘定は、予算現額41億3,625万2,000円に対し、収入済額及び支出済額は41億286万6,379円です。

以上で、決算の説明を終わります。

財産目録

令和2年3月31日現在の財産目録です。表の一番上の流動資産は、審査支払手数料等や診療報酬の未収金などで、資産合計は279億6,800万円余りとなります。

その下の固定資産ですが、特定資産とその他の固定資産があり、特定資産は一般会計から障害者特別会計でそれぞれ積み立てている積立資産となります。その他の固定資産は建物や什器備品等で、国定資産合計は27億6,400万円余り、資産合計では307億3,300万余りとなります。

その下の流動負債は、今年度で支払するものや翌年度に繰り越して支払するもの、固定負債は、退職給付引当金などで、負債合計は282億1,300万円余りとな

ります。

最後に、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は、25億2,000万円余りとなります。

監査結果報告書

監査結果報告書です。去る6月30日に監事であります海南市長の神出監事さんに、6月24日に紀美野町長の寺本監事さんにそれぞれ監査いただきました。

9 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

年度末に洗い替えが必要となりますので、そのための処分です。

10 令和2年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

業務勘定で、ICT等積立資産の洗い替えのための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,499万9千円を追加し、総額を7億2,453万2千円といたします。

診療報酬支払勘定は、2月診療分の概算払分を保険者へ返還するための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,754万6千円を追加し、総額を846億9,862万円といたします。

また、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は、指定公費に係る補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ621万8千円を追加し、総額を37億6,814万2千円といたします。

業務勘定については、歳入の款4繰入金、目3ICT等積立資産繰入金で1,499万9千円増額し、洗い替え分1,500万円を繰り入れ、歳出の款5積立金で、同額を積立いたします。

診療報酬支払勘定は、歳入の款2繰越金を1億1,754万6千円増額し、歳出では、款1診療報酬支出金、目3国保診療報酬精算金支出金で1億1,687万2千円を増額し、精算分3億1,187万2千円を市町村の国保保険者へ返還いたします。

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は、歳入の款1公費負担医療受入金を199万3千円、款3繰越金を422万5千円それぞれ増額し、歳出の款1公費負担医療支出金で199万3千円を、款5諸支出金では379万2千円を増額し国庫へ返還いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

只今、議案第3号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

- 一 同
(質問等なし)

議長

ないようでございますので、議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

- 一 同
(異議なし)

議長

異議なしとのことでございますので、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、専決事項議案第1号「令和2年度一般会計補正予算について」事務局から説明いたします。

事務局

議案第1号 令和2年度一般会計補正予算について

冒頭に常務理事からご説明いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る業務を県から受託することに伴い増額補正するものです。7月中に業務を開始するため、理事会において専決処分をお願いしたいと思います。併せて、KDBシステムに係る操作研修の経費についても増額補正いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ121億2,949万7千円を追加し、総額を122億9,714万円といたします。

歳入の款2国庫支出金は操作研修に係る補助金176万円を、款8県支出金を新設し、121億2,773万7千円を増額いたします。

歳出では、款3事業費、目6保健事業費で176万円を、目8から目10を新設し、新型コロナウイルス緊急包括支援事業費について、医療分、介護分、障害分をそれぞれ歳入と同額を計上いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長

只今、専決事項議案第1号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

- 一 同
(質問等なし)

議長

ないようですので、専決事項議案第1号について、原案のとおりとし、理事会において専決処分することにご異議ございませんか。

- 一 同
(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、専決事項議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

- 一 同
(特になし)

議長

特にならぬようございますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後3時3分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 高野町長 印

理 事 有田川町長 印